

平成28年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目

次

I	平成28年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1.	一般会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
ア	総括表	4
イ	主要事項説明	5
(2)	債務負担行為	7
2.	その他の議案等	8
(1)	条例案	8
ア	徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	8
イ	徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
ウ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び 徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	10
エ	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	11
(2)	専決処分の報告について	14
ア	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	14

I 平成28年警察本部主要施策の概要

平成27年中の刑法犯認知件数は4,545件で、12年連続で減少したものの、特殊詐欺の被害額が2億6,867万円に上り、依然として高齢者を中心に大きな被害が発生している。

交通事故死者数は27人で、道路交通法が施行された昭和35年以降最少となったが、死者の6割以上を占めている高齢者の安全対策が最重要課題となっている。

また、過去の災害の経験や教訓を踏まえ、発災時に確実に機能する災害警備態勢を確立するほか、国際テロ情勢が厳しさを増す中、我が国で開催される「伊勢志摩サミット」等に対するテロの未然防止に万全を期す必要がある。

これら治安情勢を踏まえ、県警察では、『安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る「力強い警察」の確立～』を運営指針とし、これまでの施策を継承しつつ、更に歩みを進めていくこととしている。

1 身近な犯罪の徹底抑止

ストーカー・DV等への早期介入による危険事態の防遏・検挙と被害者の安全確保を徹底するほか、地域の治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進する。

実施項目

- (1) 子供・女性・高齢者の安全対策の強化
- (2) 身近な犯罪の抑止と検挙
- (3) 犯罪の起きにくい社会づくり
- (4) 街頭における警察活動の強化
- (5) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

早期検挙・解決に向けて最大限の捜査力を傾注する。また、構造的不正の摘発や暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を強力に推進する。

実施項目

- (1) 重要犯罪等の迅速な解決
- (2) 構造的不正等の厳格な取締り
- (3) 断固たる組織犯罪対策
- (4) 捜査・鑑識・科学の更なる一体化

3 交通死亡事故の徹底抑止

高齢者の安全対策をはじめ、障がい者や子どもを含めた交通弱者の事故防止に向けて、関係機関等と連携した情報発信や重点を絞った交通指導取締り等、合理的かつ効果的な諸対策を推進する。

実施項目

- (1) 交通事故防止対策の拡大的推進
- (2) 安全で快適な交通環境の整備
- (3) 交通事故防止に資する交通指導取締り
- (4) 効果的な運転者対策

4 大規模災害等への徹底対処

発災時に確実に機能する災害警備態勢を確立するほか、厳しい国際テロ情勢の中で開催される「伊勢志摩サミット」等に向けた諸対策を推進する。

実施項目

- (1) 大規模災害への万全の備え
- (2) 突発重大事案等への的確な対処
- (3) 国際テロ、対日有害活動等への対策
- (4) 過激派、右翼等による違法行為の防遏と検挙
- (5) 新たな治安事象への的確な対応

5 組織基盤の徹底強化

治安情勢や警察へのニーズ等の変化が予想される中、限られた人員を最大限に活用するため、組織体制の見直しやワーク・ライフ・バランスに配慮した組織運営に取り組む。

実施項目

- (1) 期待と信頼に応える警察の確立
- (2) 時代の変化に対応する警察の構築
- (3) 初動警察刷新強化の取組の定着化
- (4) 人的基盤の強化と実務能力の向上
- (5) 女性の視点を一層反映した警察運営

II 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区分	28年度	前年度	比較		財源内訳							一般財源	
			当初予算額 A	当初予算額 B	増減 A-B	率 A/B ×100	特定財源						
	国支出金	使・手	財収	繰入金	諸収入	反則金	地方債						
警察本部	21,212,362	20,740,151	472,211	102.3	381,041	1,116,260	88,813	632,000	138,744	150,000	1,070,000	17,635,504	

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目名	28年度 当初予算額 A	前年 度 当初予算額 B	比較		摘要	前年 度 6月補正後 予算額
			増減 A-B	率 A/B ×100		
公安委員会費	13,796	14,892	△1,096	92.6	① 公安委員報酬 ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費	(5,986) (7,810)
警察本部費	17,228,260	17,601,466	△373,206	97.9	① 紙与費 ② 管理運営費 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費	(15,906,096) (1,322,164)
警察施設費	755,810	466,076 (537,629)	289,734 (218,181)	162.2 (140.6)	① 交番・駐在所等整備事業費 ② 警察署整備事業費 ③ 警察職員宿舎整備事業費	(96,461) (649,687) (9,662)
運転免許費	828,997	641,542	187,455	129.2	① 自動車運転免許試験及び行政処分事務費 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費	(828,997)
恩給及び 退職年金費	32,972	37,905	△4,933	87.0	① 恩給費 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(32,972)
						(37,905)

警察活動費	2,352,527	1,978,270 (2,130,084)	374,257 (222,443)	118.9 (110.4)	① 警察装備費 警察装備の整備及び運営に要する経費	(398,779)	(197,787)
					② 一般警察活動費 地域活動（交番、駐在所等）等に要する経費	(483,078)	(486,232)
					③ 刑事警察費 犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費	(301,356)	(307,498)
					④ 交通指導取締費 交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費	(191,784)	(206,856)
					⑤ 交通安全施設整備事業費 ア 国補対象事業費	(966,934) (233,680)	(921,258) (210,000)
					イ 県単独事業費	(361,348)	(354,818)
					ウ 維持補修費	(371,906)	(356,440)
					⑥ 道路交通情報提供費	(10,596)	(10,453)
合計		21,212,362	20,740,151 (20,963,518)	472,211 (248,844)	102.3 (101.2)		

(注) 平成27年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に（ ）書きで平成27年6月補正後予算額等を計上しています。

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	
			特 定 財 源		その他		
			国支出金	地方債			
警察署整備事業業務委託契約	平成29年度	17,000				17,000	
放置駐車違反処理システム 電子計算機等賃貸借契約	自 平成29年度 至 平成33年度	108,427				108,427	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。

(イ) 改正の概要

本県警察官の定員を次のとおり改めることとした。

区分	改正前	改正後
警視	74人	75人
警部	151人	152人
警部補	426人	428人
巡査部長	439人	441人
巡査	452人	453人
計	1,542人	1,549人

(ウ) 施行日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

イ 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、警察職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定める等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 警察職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定めることとした。
- b 地方公務員法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

(ウ) 施行日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業に係る許可制度が新設されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

(a) 次に掲げる特定遊興飲食店営業に係る規制を設けることとした。

- 営業所の設置が許容される地域の指定
- 営業時間の制限
- 騒音及び振動の規制数値の指定
- 特定遊興飲食店営業者の遵守事項

(b) ゲームセンター等の営業を営む風俗営業者の遵守事項として、午後六時から午後八時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めることとした。

(c) 風俗環境保全協議会を置く地域を定めることとした。

(d) その他所要の改正を行うこととした。

b 徳島県迷惑行為防止条例の一部改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

(ウ) 施行日

この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。

エ 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、利用状況等に鑑みてパーキング・メーター等を廃止することに伴い、その作動等に係る手数料を廃止する等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を定めることとした。
- b パーキング・メーター等の作動等に係る手数料を廃止することとした。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- d その他所要の整理を行うこととした。
- e 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、別表のとおりである。

(ウ) 施行日

- a この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。ただし、(イ)のdについては公布の日から、(イ)のbについては同年4月1日から施行することとした。
- b (イ)のaのうち特定遊興飲食店営業許可申請手数料について、所要の経過措置を講ずることとした。

別 表

(単位: 円)

手数料の種類	区分	改正前	改正後
特定遊興飲食店営業 許可申請手数料	当該申請を行う者が県内において同時に他の特定遊興飲食店営業の許可の申請を行う場合における当該他の許可の申請に係る審査のそれぞれの当該金額からの減算額	——	8, 000
	1 三月以内の期間を限って営む特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 減失特例が適用される営業所につき許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査	——	14, 000
	2 その他の審査 減失特例が適用される営業所につき許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査	——	20, 800
		——	24, 000
		——	30, 800
特定遊興飲食店営業 許可証再交付手数料	特定遊興飲食店営業許可証の再交付	——	1, 100
特定遊興飲食店営業 許可証書換手数料	特定遊興飲食店営業許可証の書換え	——	1, 400
特定遊興飲食店営業 相続承認申請手数料	特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査 当該申請を行う者が県内において同時に他の相続の承認の申請を行う場合における当該他の承認の申請に係る審査	——	8, 600
		——	3, 800

特定遊興飲食店営業 合併承認申請手数料	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	――	11,000
	当該申請を行う者が県内において同時に他の合併の承認の申請を行う場合における当該他の承認の申請に係る審査	――	3,300
特定遊興飲食店営業 分割承認申請手数料	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	――	11,000
	当該申請を行う者が県内において同時に他の分割の承認の申請を行う場合における当該他の承認の申請に係る審査	――	3,300
特定遊興飲食店営業 営業所構造設備変更 承認申請手数料	営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	――	9,900
特例特定遊興飲食店 営業者認定申請手数料	特例特定遊興飲食店営業の認定の申請に対する審査	――	13,000
	当該申請を行う者が県内において同時に他の認定の申請を行う場合における当該他の認定の申請に係る審査	――	10,000
特例特定遊興飲食店 営業者認定証再交付 手数料	特例特定遊興飲食店営業認定証の再交付	――	1,100
特定遊興飲食店営業 管理者講習手数料	営業所の管理者に対する講習	――	講習1時間につき 650
パーキング・メータ ー作動手数料	パーキング・メーターの作動	300	(廃止)
パーキング・チケッ ト発給手数料	パーキング・チケットの発給	300	(廃止)

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所屬
		事故概要				
名西郡石井町在住 1名	311,391円	平成27年 5月16日	徳島市地内	平成28年 1月29日	人身	徳島東警察署
		公用二輪車で転倒した際に車両が相手方に衝突したもの				
板野郡北島町所在 1法人	32,400円	平成27年 8月29日	板野郡北島町地内	平成28年 1月29日	物損	徳島北警察署
		パトカーを空き地に駐車する際、設置されていた量水器を礫過し破損させたもの				
徳島市在住 1名	26,449円	平成27年 9月22日	徳島市地内	平成28年 1月29日	物損	徳島東警察署
		交通事故の被害車両の二輪車を移動中、転倒し、破損させたもの				
徳島市所在 1法人	450,180円	平成27年10月28日	徳島市地内	平成28年 1月29日	物損	徳島東警察署
		パトカーが交差点で出会い頭に相手車両と衝突したもの				
徳島市所在 1法人	110,478円	平成27年11月18日	徳島市地内	平成28年 1月29日	物損	徳島東警察署
		公用二輪車で走行中、前方を走行していた車両に追突したもの				
徳島市所在 1法人	40,464円	平成27年12月31日	海部郡海陽町地内	平成28年 1月29日	物損	牟岐警察署
		降車時の停車措置が不十分だったため駐車車両に衝突したもの				
計	971,362円					